

四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第17号

四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員特殊勤務手当支給規則（平成16年四日市市規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表（第2条関係）					
種類		勤務内容	区分	手当額	備考
(略)					
防疫 作業 等手 当	第1種	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護に従事したとき、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の処理作業に従事したとき、 <u>食肉・衛生検査所</u> に勤務する臨床検査技師又はこれに準ずるものとして任命権者が認める職員が感染症の病原体、毒物若しくは劇物又はこれらの疑いのある物質の検査作業に従事したとき、感染症の病原体を有する獣畜又はその疑いのある獣畜に対する防疫作業に従事したとき又は危害を及ぼすおそれのある精神障害者の鑑定立会い若しくは移送に従事した	日額	400円	<u>従事した時間が4時間未満の場合</u> 200円

		とき。			
(略)					
(略)					

改正前					
別表（第2条関係）					
種類	勤務内容	区分	手当額	備考	
(略)					
防疫 作業 等手 当	第1種	感染症の患者又は感染症の 疑いのある患者の救護に従 事したとき、感染症の病原体 に汚染された場所又は汚染 された疑いがある場所の処 理作業に従事したとき、 <u>食品 衛生検査所</u> に勤務する臨床 検査技師又はこれに準ずる ものとして任命権者が認め る職員が感染症の病原体、毒 物若しくは劇物又はこれら の疑いのある物質の検査作 業に従事したとき、感染症の 病原体を有する獣畜又はそ の疑いのある獣畜に対する 防疫作業に従事したとき又 は危害を及ぼすおそれのあ る精神障害者の鑑定立会い 若しくは移送に従事したと き。	日額	400円	
(略)					
(略)					

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)